

2020年3月24日 全2頁

店頭デリバティブ取引情報の報告先一本化

金融商品取引法の改正の概要

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2020年3月6日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- この中に、店頭デリバティブの取引情報の報告先の本一本化に関する金融商品取引法改正も盛り込まれている。具体的には、金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告、金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告のいずれも、取引情報蓄積機関等への提供に一本化される。
- 公布日から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行することが予定されている。

金融商品販売法等改正法案の国会提出

2020年3月6日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」¹（金融商品販売法等改正法案）が国会に提出された。その主な改正項目は次の通りである。

(1) 金融サービス仲介業の創設	←	金融商品販売法
(2) 資金移動業の規制の見直し	←	資金決済法
(3) 資金決済（収納代行、前払式支払手段）に関する利用者保護のための措置		↓
(4) 店頭デリバティブの取引情報の報告先の本一本化	←	金融商品取引法

本稿では、これらのうち、「(4)店頭デリバティブの取引情報の報告先の本一本化」の概要を紹介する。(1)～(3)については、別稿を参照されたい²。

¹ 金融庁のウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)。

² 拙稿「国会提出 資金移動、新金融サービス仲介の法律案」（2020年3月17日大和総研レポート）
(https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200317_021389.html)。

1. 店頭デリバティブの取引情報の報告先の一本化

金融商品販売法等改正法案は、金融商品取引法を改正し、店頭デリバティブの取引情報の報告について、取引情報蓄積機関等に情報を提供する形に一本化することとしている（金融商品販売法等改正法案による金融商品取引法 156 条の 63～66）。

店頭デリバティブの取引情報の報告制度は、（一定の標準化された店頭デリバティブに対する）清算集中義務とともに、いわゆる金融危機を受けた 2009 年の G20 声明を踏まえ、店頭デリバティブ取引規制の一環として、2010 年の金融商品取引法改正で導入された。

現行（改正前）の制度の概要をまとめると次のようになる。

清算集中等取引情報（現行（改正前））：

◇金融商品取引清算機関等に対して

—取引情報の保存と、内閣総理大臣への報告が義務付けられている。

非清算集中等取引情報（現行（改正前））：

◇金融商品取引業者等に対して

—原則、取引情報の保存と、内閣総理大臣への報告が義務付けられている。

—ただし、取引情報蓄積機関等に取引情報を提供している場合、金融商品取引業者等は、これらの情報保存・報告義務を負わず、取引情報蓄積機関等が代わって情報保存・報告義務を負う。

（注）清算集中等取引情報とは、金融商品取引清算機関等による清算集中の対象となった店頭デリバティブに関する取引情報、非清算集中等取引情報とは、それ以外の店頭デリバティブに関する取引情報をいう。

これが、金融商品販売法等改正法案の下では、次のように、いずれも取引情報蓄積機関等への取引情報の提供が原則とされる（一本化）

清算集中等取引情報（改正案）：

◇金融商品取引清算機関等に対して、取引情報蓄積機関等への取引情報の提供が義務付けられる。

◇取引情報蓄積機関等は、提供された取引情報の保存義務と、内閣総理大臣への報告義務を負う。

非清算集中等取引情報（改正案）：

◇金融商品取引業者等に対して、取引情報蓄積機関等への取引情報の提供が義務付けられる。

◇取引情報蓄積機関等は、提供された取引情報の保存義務と、内閣総理大臣への報告義務を負う。

2. 施行日（予定）

金融商品販売法等改正法のうち、店頭デリバティブの取引情報の報告先の一本化に関する部分は、公布日から起算して 1 年を超えない範囲の政令指定日から施行することが予定されている（金融商品販売法等改正法案附則 1 条）。